

ヘンリ2世と司法改革 II

—イギリス中世憲法における法の支配への道—

見玉 誠

要 旨

本論文では、ヘンリ2世が司法改革を通じて中世イギリス憲法における「法の支配」を確立していく過程を論述する。本論文Iにおいては、最初にヘンリ2世の統治者としての優れた能力を指摘すると共に、彼の即位当時のイングランドにおける社会秩序の混乱と治安の悪化の状況を述べ、従来のアングロ・ノルマン法における統一性を欠く多種多様な裁判所や法制度では社会秩序の維持が困難であったことを論じた。次にヘンリ2世は、上述の様な状況に対応するために、国王裁判所による裁判の効率化と法の統一を目的として1166年にイギリス司法史上の転回点となる「クラレンドン法」を制定したことを論じた。同法は、刑事手続において犯罪の告発を行わせる「告発陪審」の制度を導入し、それは後に陪審制度の端緒となったこと、またその手続は事実の証明方法として従来の水神判よりも、より合理的な刑事手続への移行の契機とされている点などを論考した。

本論文IIにおいては、国王の裁判権を中央からイングランド全土に拡大していく巡回裁判の制度、民事手続における陪審制度の導入と令状制度の発達、このようなヘンリ2世の法の統一化の試みによりイギリス特有のコモン・ローの発達の基礎が整えられ「法の支配」の原則が確立されていくことを論じ、そしてヘンリ2世による司法改革のイギリス憲法史上の意義に論及していく予定である。
[キーワード] 巡回裁判、国王裁判権、コモン・ロー

3. 巡回裁判と国王裁判権の拡大

刑事法に関連する国王裁判権の役割は、本論文Iで既述した1166年のクラレンドン法(Assize of Clarendon)の制定後、各州に対する規則的な巡回裁判(regular assize circuits)制度の確立によって強化された。それゆえヘンリ2世(Henry 2, 在位1154~89)は、クラレンドン法における「告発陪審」制度に巡回裁判を組み込ませていることが注目されよう。また後述する民事上の事件である土地に関する争いにおいて

も、原告が封建裁判所(feudal court)に代わって国王裁判所(king's court)を選択したときには、中央の国王裁判所に出廷せずに地方の巡回裁判の陪審裁判で審理されることが後に可能となっている。従って国王の裁判官達は、定められた経路を通過して地方から地方へ移動することによりイングランド全土に国王の裁判権と権威を拡大し、法の統一化を推進することになるのである。

しかし巡回裁判は、決してノルマン人による考案ではなかった。例えば9世紀初期にフラン

ク王国国王カール1世 (Kari 1, 在位768~814) は、地方の行政を監督するために巡察制度 (missi dominici) を組織していたことはよく知られている。国王と彼の家臣が広範囲に王国を絶え間なく旅行して、その過程において地方の公的機関の状況、税収入の徴収、住民の不服に対する是正など一般的な監視・調査を行うことは、中世ヨーロッパでは普通の光景であった⁽¹⁾。

イングランドでは、1066年の「ノルマンの征服 (Norman Conquest)」以前のアングロ・サクソン朝時代においても、国王の特別な代理人が、時々国王のための様々な職務を執行するために州やハンドレッドに派遣されていた。1066年以降、ノルマン朝の国王達は、時おり、地方の職務に参加させるためにクーリア・レーギス (curia regis)⁽²⁾ の少数の宮廷員を送り出している。時には国王自らが、宮廷員を率いて地方の視察と調査のために巡察 (eyre) に出かけることもあったが、それは行政や財政上の問題、州奉行の職務状況など多岐に及ぶ問題に関するものであり、派遣される人数も増加していった。しかし当時、地方に送り出される宮廷役人は、十分に組織化されておらず決して効率的なものとは言えなかった⁽³⁾。

例えばノルマン朝のヘンリ1世 (Henry 1, 在位1100~35) は、時々、州奉行の職務執行の

状況を調査して報告させるために、そして正義 (裁判) が正しく行われているかを視察するために、国王裁判所の裁判官を不定期に州に派遣している。このことは地方レベルで国王の裁判官が、州奉行の役割や地方の裁判官に取って代わりつつあることを意味していた。しかしヘンリ1世は、派遣される裁判官が巡回する経路として彼らの司法上の旅行 (eyres or iters) が毎年定期的に行われるように組織化することは行わなかった。ヘンリ1世が巡回裁判という制度を組織化しなかった理由は、おそらく彼は、自分の手中にあるこの制度が持つ潜在的な力に気が付いていなかったからであろうと推察される。次のステイーブン国王 (Stephen, 在位1135~54) の時代には、いくつかの地方における司法上の訪問は行われていたが、巡回裁判官 (itinerant justice) はほとんど法的な光景より消失していた⁽⁴⁾。それゆえヘンリ2世は、巡回裁判の制度を再び活性化しなければならなかった。既にヘンリ2世は、フランスにおける自己の領地であるノルマンディーとアンジュー (Anjou) おける巡回裁判についての知識を有していたとされるが、イングランド国王として即位後、イングランドのすべての州を司法上の巡回裁判区に組織化し、巡察の期間を定期化するという視点から直ちに巡回裁判官を送り出している。本論文Iで論じたようにクラレンドン法のような規定内容は、巡回裁判裁判官によって地方で強制されるべき事柄であった。1168年には、宮廷においてヘンリ2世が最も信頼している顧問よりなる四つのグループが、ほとんどの州に派遣されている。1175年には、イングランドは明らかに三つの巡回区に分けられ、2人の裁判官が北部と東部の州を担当し、他の2人

(1) Cf. Theodore F. T. Plucknett, "A Concise History of The Common Law", Liberty Fund Indianapolis, 1956, p.149.

(2) curia regisは、国王の宮廷 (King's court) の意味である。封建法上、家臣は主君の宮廷に出仕し、主君に助言や助力を行う義務を有していたが、そのために国王が直臣を招集した会議体が curia regis である。後に curia regis より憲法上の機関となる議会、国王評議会、枢密院、各裁判所が分化してくる。

(3) Cf. Goldwin Smith, "A Constitutional and Legal History of England", Dorset Press, New York, 1990, P.91.

(4) Cf. Bryce Lyon, "A Constitutional and Legal History of Medieval England" Second Edition, W W Norton & Company, 1980, p.283.

の裁判官は南部と西部の州を担当し、国王自身と彼の宮廷員はその他の地域を回って事件の審理を行っている。

1176年のノーザンプトン法 (The Assize of Northampton)⁽⁵⁾ の制定後は、18名の裁判官が各々3名から成るグループに分けられ、六つの巡回区に送り出されている。1179年には、21名の裁判官が四つの巡回区で活動している。以上の記録から、1176年は、巡回区となった各州を組織化された巡回裁判官が毎年定期的に訪問するようになった最初の年であると言ってまず問題ないであろう⁽⁶⁾。

ここで各地方の法律上の問題のみならず、行政上、財政上の問題を扱う巡回裁判と称される複雑な制度について、整理することが必要であろう。国王の派遣する裁判官によって執行される巡回裁判は、大別して次の二種類の制度があることが明らかである。

第1の種類の巡回裁判の制度は、主として司法上の問題を扱う通常の巡回裁判官による定期的な旅行であった。時おり彼らに対して発せられる司法上の任務は、その内容が明確であり、また時々それらは比較的重要ではない事柄であった。例えば未決囚釈放裁判官任命書 (commission of gaol —jail—delivery) を有する者は、特にその委任状に基づいて監獄に拘束されているすべての囚人を審理する権限を付与されていた。これらの任命書は、しばしばその

地域における著名な騎士に与えられていた。また刑事巡回裁判官任命書 (commission of oyer and terminer) は、通常は国王の裁判官のみに付与されており、刑事事件を審理 (oyer—hear—) し解決 (terminer—settle—) する権限を与えられた。刑事巡回裁判官任命書は普通は一般的な委任状であったが、その一方時々その権限範囲は一つの村、一つのハンドレッド、または州に限定されていた。またある時は、その委任状は一つの種類の犯罪のみに効力を有するものであった⁽⁷⁾。

第2の種類の巡回裁判は、国王に任命された裁判官により行われたより重要なものであり、それは通常「大巡察 (General Eyre)」と呼ばれる。前述したように1176年にイングランドは、定期的な司法上の訪問を受けるための地区に分けられており、各々3人の裁判官からなる六つのグループが対応していた。現存する大巡察に関する記事の目録 (一覧表) は、1194年のものであるが、その内容からその裁判官達が重大な命令を受けていたことが理解される。彼らは、国王が関心を持つ可能性がある王国におけるほとんどあらゆる事柄に対して、広範囲且つ詳細な調査を行うことを要求されていた。裁判官達は、実際に地方で法律上の訴え (plea) を受けたが、そのような機能は二次的なものであり、より重要なことは財政上、行政上の調査を行う任務であった。例えば国王の贈与した教会に牧師・聖職者が居らず空位とされている問題、封建的付随条件 (feudal incidents) である後見権 (wardships)、婚姻権 (marriage)、不動産復帰 (escheats) の問題、国王への上納金 (aid) 未払いの問題、犯罪者 (malefactor) と贓物収受者 (receiver) または共同謀議者 (confederates) の調査、ユダヤ人に対する殺害者 (the slayers

(5) ノーザンプトン法については、本論1の注(30)を参照のこと。

(6) B. Lyon, op. cit. p.283. 但しプール(A. L. Poole)は、イギリス憲法史上の視点から巡回裁判はまだ実験的段階であり、次のリチャード1世 (Richard 1, 在位 1189~99) とJhon国王 (Jhon, 在位1199~1216) の時代には、巡回裁判が行われない年もあったり、またその内容が頻繁に変化していることを指摘している。(Cf. Austin Lane Poole, "From Domesday Book to Magna Carta 1087~1216", Oxford at the Clarendon Press, 1954, p.400.)

(7) G.Smith, op. cit. p.93.

of Jews) そして殺害者が誰であるかの調査、債務 (debt) と領主に対する負担金 (fine) の問題、ワインの不正な計量の問題、ユダヤ人に対するすべての債務、担保物 (pledges) と賃料 (rents) についての記録 (the enrollment) などの多岐にわたる問題と調査とに及んだ⁽⁸⁾。

多くの巡察において、封建上の特権 (franchises) を付与されている者は、それらの特権を継続的に要求するためには、巡察裁判官 (justice in eyre) の前に出頭するように命令を受けていた。州奉行は、巡察裁判官によって、常に微に入り細に入る質問を受けていた。また様々な地方の団体により選出された代表者は、彼らの近隣における出来事や人物に関しての評判に関する真偽を問い質された。すなわち、州のすべての重要な人物は、巡察裁判官の前に出頭し自己の行動・行為の正当性を主張せねばならなかった。巡察中は州を基盤とする他のすべての裁判所は職務を停止せねばならず、時には個人の法律違反者が罰則を受けるのと同様に、州それぞれが厳格な憐憫罰 (amercements)⁽⁹⁾ に直面した。各州における大巡察はそれほど頻繁に行われたわけではないにもかかわらず、当然のことながら非常に不評であった。例えば1221年に、コンウォール (Cornwall) の住民は、巡察裁判官に会うのを避けるために森林に隠れてしまったとの記録がある⁽¹⁰⁾。ヘンリ3世 (Henry 3,

在位1216~72) は、一度、怒った住民により大巡察が7年に1回以上は行われまいだろうとの約束を強いられたことすらあった。

大巡察による広範囲かつ詳細に及ぶ調査に関するいくつかの有名な実例が存在する。1170年の「州奉行審問 (Inquest of Sheriffs)」においては、すべての州奉行の財政上の不正が陪審裁判により摘発され、ほぼすべての州奉行が解任されている。しかしこの有名な1170年の巡察に関わった裁判官たちは、自らを州奉行に対する審問に限定していたわけではなかった。巡察裁判官たちは地方の領主や司教が有する不動産に対する管理、林野管理官の取引の問題、国王の荘園の管理、後見権、不動産復帰の問題、農場の管理、教会の状況などの各々の問題の精査を行った。さらに調査は、地方の執行官補佐人 (bailiff) やその他の国王の下級官吏などの職務状況にまで及んだ。この1170年の審問は、広範囲に渡る課題に対する周期的に行われる調査の前例となった。例えば次のような例は、国王裁判官による調査の結果、準備されたものである。1173年の特別賦課税 (tallage)⁽¹¹⁾ の実施、武装法 (Assize of Arms)⁽¹²⁾ の実施、サラディン十分の一税 (Saladin tithe)⁽¹³⁾ の課税額査定、そしてリチャード1世 (Richard 1, 在位1189~

Laws in France, England and Germany, 500~1500", McFarland & Company, Inc., Publishers, 2004, p.78.

(8) *ibid.*, pp.93~4. なおユダヤ人に関する項目が多いのは、当時、彼らは国王の保護下にあったからである。その理由はユダヤ人のみが金貸し業を許可されており、そのために高額の保護料を国王に支払ったり、国王に金銭上の援助をおこなったりして、国王にとって非常に有益な存在だったからである。

(9) 憐憫罪とは、罰金の一種であるがfineが制定法上の定額の罰金であったのに対して、憐憫罪では裁判の裁量により決められた。裁量の幅が慈悲にかかっていたために憐憫罪と呼ばれた。

(10) Cf. Hunt Janin, "Medieval Justice, Cases and

(11) 特別賦課税とは、国王が固有王領 (ancient demesne) や王領都市など特別に課した税である。1340年に廃止された。

(12) 武装法とは、すべての自由人が身分と財産に応じて武装することを命じた法であり、1181年に民兵組織 (fyrd) を強化するために制定された。

(13) サラディン十分の一税とは、1188年、エルサレム奪還を目的とした十字軍を結成するためにすべての動産と収入の十分の一に課せられた税である。イスラム教徒側の有名なスルタンであったサラディンに対抗するために、サラディンの名称が用いられた。

99) の時代におけるカルケージ税 (levy of a carucage)⁽¹⁴⁾ の課税などが挙げられる⁽¹⁵⁾。

組織的かつ定期的な巡回裁判による訪問は、ウエストミンスターにある中央の国王裁判所が地方で開廷されたものとみなされていた。大巡察の開廷中に下された判決は、国王裁判所における全国的に統一された慣習に基づいた判決であり、個々の州における地方の慣習に従って出される判決ではなかった。通常、ハンドレッドや州の裁判所で審理される訴訟事件は、自動的に巡回裁判に移転されるようになっていった。その結果、それらの判決は、単に地方のみならず全国家共通に適用されるものとなっていった⁽¹⁶⁾。

地方の住民が、巡回裁判により中央の国王の裁判官の裁判を受ける機会が増えたことは、国王と地方住民の関係を深化させ、各州における国王の権威を強固なものとしていき、また同時に国王個人と彼の権力及び権威との分離が発達し始めることを意味していた⁽¹⁷⁾。

4. 巡回裁判と民事手続

クラレンドン法やノーザンプトン法で示されたように、巡回裁判官の主要な任務は行政上、財政上そして刑事上の問題に対するものであった。その理由はこれらの問題は、よりよい社会秩序そしてより強固な国王政府の確立、さらに国王政府へのより大きな収入⁽¹⁸⁾ となるという

ことと直接関連していたからである。しかし巡回裁判官は、国王裁判所に提訴される現在で言うところの民事上の事件にも関心を有しており、また民事事件についての問題は急速にその重要性を増していた⁽¹⁹⁾。

巡回裁判官は、刑事上の事件として当然に殺人、放火、窃盗、強盗そして貨幣偽造等の問題を扱った。しかし巡回裁判と平行して記録されていたパイプ・ロール (pipe rolls)⁽²⁰⁾ の記載内容から、巡回裁判官は、同時に違法な不動産占有侵奪 (disseisin) のような特に土地に関するより軽微な犯罪にも対応していたことが理解できる。中世においては相続についての争いの他、警察機構が存在していない当時、ある者が暴力を用いて——特に内戦の混乱に乗じて——他人の土地を強奪するというはまれなことではなく、不動産占有侵奪は、当時の社会的疾病となっていた。ハーディング (A. Harding) は、「もし盗みが労働作業で生計を立てている人々の間では日常的な悪弊であるならば、不動産占有侵奪は、土地のみが権力と地位の基盤であることを止めるまでは、上流階級の犯罪であり、それは何世紀にもわたり国家的な社会悪であった」⁽²¹⁾ と述べている。このような社会状況において、土地を奪われた人々に対して土地の占有を平和的にかつ迅速に、そして強制的かつ司法的手段で回復させることは、公共の秩序維持のための非常に有益であり、また国王が通常の間で支持を得るための最良の方法であった。すなわちほとんどすべての人々が土地

(14) カルケージ税とは、一つの犁 (carucate) で1年間に耕作しうる土地の面積 (60~120エーカー) に課せられた税金である。

(15) G. Smith, op. cit. p.94.

(16) H. Janin, op. cit. p.78.

(17) Ann Lyon, "Constitutional History of the United Kingdom", Cavendish Publishing Limited, 2003, p.33.

(18) 行政上、財政上の問題解決による収入の増加の他、刑事上の罰金も国王の収入となった。

(19) George Burton Adams, "Constitutional History of England", Jonathan Cape Thirty Bedford Square London, 1956, p.104.

(20) パイプ・ロールとは、12世紀中期から1833年まで財務府 (Exchequer) に毎年記録・保存されてきた財政記録である。

(21) A. Harding, "A Social History of English Law", Penguin Harmondsworth, 1966, p.41.

によって生活している時代では、土地の占有の安全と保証の問題は、近代の産業社会における雇用の安全と保証に匹敵するような問題であった⁽²²⁾。

それゆえヘンリ2世による「国王の平和(king's peace)」は、刑事事件のみならず私人の間の土地についての争いという民事事件にも範囲を拡大していくこととなる。このような訴訟は、刑事事件としての外観を有するが基本的には民事事件としての性格を持つものである⁽²³⁾。

ヘンリ2世は、刑事事件の訴訟手続と同様に、増加する民事事件、特に土地に関する争いに対しても訴訟手続の迅速性と効率性を要求していた。従来、土地に関する争いはその特性から長期化する傾向があり、さらにその遅滞性はそのような事件に用いられる法的手続によって助長されていた。その法手続きとは、ノルマン人によりフランスからもたらされたものであり、問題解決のために両当事者を説得するように作られていた。しかし説得が不可能となった場合、最終的な判断は「神の手」による神判、すなわ

ち司法上の決闘(trial by battle)によってなされた。このような土地の問題に対して、ヘンリ2世は1179年の「大アサイズ(grand assize)」⁽²⁴⁾により革新的な手続を導入している。すなわち訴訟が国王裁判所で審理される場合には、被告は危険で不正確な決闘裁判に代わって12名の騎士による陪審の審理を求める選択権が与えられたのである⁽²⁵⁾。当時の法律家グランヴィル(Glanville)⁽²⁶⁾は、大アサイズの方法をヘンリ2世の改革の中でも卓越したものであり、それは土地の保有者にとっては国王からの恩恵(royal boon—regale beneficium—)であると評価している。大アサイズによる陪審の手続は、合理的かつ賢明な方法として自由人の間で非常に人気を博し、従来の封建法による手続は急速に衰退していったとされる⁽²⁷⁾。

大アサイズが土地の権利(right)または権原(title)を巡る訴訟であり、やはり解決が長引く

(22) Cf. R.C.Van.Caenegem, "The Birth of the English Common Law", Cambridge at the University press, 1973, pp.40~1. and Cf. G. W. S. Barrow, "Feudal Britain—The Completion of the Medieval Kingdom 1066~1314—", Edward Arnold (Publishers) LTD. 1962, pp.159~9.

(23) R. C. Van Caenegem, op. cit., p.41. プラクネットもこのような事件を「形式上は刑事事件であるが、加速度的に民事上の訴訟の性格を持つようになった」ことを指摘する。(T. F. T. Plucknett, op. cit., p.150.)。なおコモン・ローにおいては、ヨーロッパ大陸法のような刑事訴訟と民事訴訟という厳密な区別がない。国王が訴訟当事者となるplea of Crownと人民の間の訴訟であるcommon pleaとに区分される。前者は「国王の平和」など公的な秩序かわるものであり刑事訴訟に、後者は私人の間の争いとなり民事訴訟に該当するとされる。

(24) 大アサイズは、権利令状(writ of right)で開始された土地の権利(right)または権原(title)めぐる訴訟において、被告が決闘裁判に代えて、アサイズとよばれた陪審による審理を選択した場合の訴訟方式・陪審裁判を意味する。なお大アサイズに対し小アサイズ(petty assize)とは、土地の占有侵奪の訴訟に対して権原ではなく占有をめぐる簡便で合理的な陪審による救済方法の訴訟方式・陪審裁判を意味する。小アサイズもヘンリ2世により導入された。小アサイズの具体例については本論で後述する。

(25) Cf. A. Lyon, op. cit. p.33.

(26) グランヴィル(Ranulf de Glanville, ?~1190)は、イギリスの裁判官、政治家であり最終的には最高法官(Chief Justiciar)となる。彼の著作とされる1189年の「イングランド王国の法と慣習法についての論文」(Tractus de Legibus et Consuetudinibus Regni Angliae)は、初期イギリス法の体系書として有名であるが、彼の甥のウォルタ(Hubert Walter)の作ではないかとする説が有力である。「イングランド王国の法と慣習法についての論文」自体が単に「グランヴィル」とよばれることが多い。

(27) B. Lyon, op. cit., p.293.

ことも容認されていた。一方、土地の権利を争う大アサイズに対して、略式の訴訟手続きである土地の占有 (possession) のみの問題を巡って争う小アサイズ (petty assize) または占有訴訟 (possessory assize) も導入された。小アサイズも革新的な手続となるが典型的なものは、次の三つの訴訟手続である。

第1に、ヘンリ2世は、1166年のクラレンドンの会議で新侵奪不動産占有回復訴訟令状 (assize of novel disseisin— recent dispossession—) を公布したと推定されている⁽²⁸⁾。この令状は、新しい法手続を示す革新的なものであった。令状の原則は、いかなる自由人も不正にそして裁判なしに土地を奪われることがないというものであった。最近⁽²⁹⁾、土地を奪われたと主張する者は、新侵奪不動産占有回復訴訟令状を購入して、法的救済を求めることが可能となった。同令状により国王裁判官の前に陪審員が召集され、原告に有利な評決が出された場合は、原告の土地が回復されることとなる。この法手続において留意すべき点は、土地の所有権 (proprietary right) について審理するのではなく、ただ単に占有 (possession) のみを審理していることである⁽³⁰⁾。すなわち最近、土地を奪われた者が土地を回復することが可能な略式の手続である。このような略式の手続は、土地についての所有権の問題など真実の確認を犠牲にしているように見えるが、既述したように当時、民事事件においても迅速な解決が必要とされていたために、確認の容易な占有のみを対象としていたことを理解せねばならないだろ

う。また封建法上の占有 (seisin) すなわち土地の一面を占有することと、権利 (ius) すなわち完全に土地を自由かつ相続的に所有できることの区分は、重要ではあるが微妙であった。しかも近代法のような完全かつ排他的な所有権の概念は、封建制度にとっては異質なものであった。そして封建時代には、ある者は、事実上、土地を所有している者よりもより有利な権利を有しているとする判断があり得たことに留意せねばならない⁽³¹⁾。

第2の占有に関する令状は、1176年のノーザンプトンの会議で公布された相続不動産占有回復訴訟令状 (assize of mo'rt d'ancestor— assize of the death of ancestor—) である。この訴訟令状によると、もし相続できる保有不動産の占有権を持つ者が死亡した場合、彼の法定相続人はいかなる者の要求に対しても——たとえより有利な所有権の存在が確定されていても——、その土地の占有が保証されているものとする。国王裁判所の陪審員は、死亡した者が生存中そして死亡した当日に誰がその土地を占有していたかを審理した。もし評決が死亡した者に有利な内容であるならば、彼の法定相続人は占有権を取得できた。この訴訟令状は、領主の封建裁判所にたいして正面から対立するものであった。その理由はこのような訴訟の被告は、しばしば死亡した者の領主であり領主はその土地に対する所有権をもっていたからである。相続不動産占有回復訴訟令状が原告により大法官 (chancellor) から購入されると、そのような法的問題はもはや領主の裁判所では解決できない問題となっていた⁽³²⁾。

第3の占有権についての訴訟令状は、聖職推薦権回復訴訟令状 (assize of darrein presentment)

(28) この令状の原本は現存していないが、1176年のノーザンプトン法に小アサイズについての記述がある。

(29) 「最近」とは、最初の頃は、「国王がノルマンディに渡って以来」などの期間などが示されたが、後にその期間が次第に延長されていく。

(30) B. Lyon, op. cit., p.291.

(31) G. W. S. Barrow, op. cit., p.159.

(32) B. Lyon, op. cit., p.291.

—assize of last presentment—) である。この訴訟令状は、教会の聖職推薦権 (advowson)⁽³³⁾ を巡る争いに対する解決を容易にするために考案されたものである。この令状によると教会が空位 (牧師または適切な聖職者が未就任) であり、そして聖職推薦権が二人の人物の間で争われている場合、陪審が召集されいづれの人物が空位となる前の最後の牧師を推薦したかを審理する。それゆえ推薦の権利の正当な保有者の問題ではなく、最後に推薦権を行使した者を特定し、最後に行使した者が今回も聖職推薦権を行使すべきであるとする原理に基づく。おそらく聖職推薦権回復訴訟令状は1179年以降に制定されたと推定される。その理由は、1179年の教会のラテラン宗教会議 (the Lateran Council of the church) において、ある教会が数か月間空位のときは適切な司教が牧師を任命できるとする決定を行っているのに対抗して、司教が任命する前に世俗の聖職推薦権保有者により迅速に任命を行ってしまうおとする意図があったからであるとされる⁽³⁴⁾。

以上、占有権に関する三つの小アサイズ⁽³⁵⁾ または令状を論述してきた。これらの民事上の訴訟には、すべて宣誓した上での審問 (sworn inquest) という方法を適用している。すなわち評決を下すための質問に、宣誓を行った陪審が回答するという手続を用いている。そしてこの手続は、国王裁判所のみが用いることが可能であり、適切な令状を購入したいかなる自由人にも保障された。ノルマン朝においては、民事事件に対して陪審を用いることは例外的であっ

たが、アンジュー朝のヘンリ2世と彼の後継者にとって民事事件における陪審は通常の審理方法となっていくのである。

民事事件における国王裁判権の拡大において、巡回裁判そして陪審制と共に、重要な役割を果たしたものとして、はしばしば触れてきた令状制度 (writ system) がある。本来、国王の令状 (royal writ) とは、国王から国王の役人あるいは行政機関に対して行うべきことをまたは行ってはならないことを指示した短文の命令書であった。令状は簡潔で弾力性があり、あらゆる事柄に使用可能であった。それは国王または国王の代理人である最高法官 (justiciar)⁽³⁶⁾ の名により大法官 (chancellor) が発給した文書であり、新しい行政上、財政上、または司法上の手続に対する命令を行った。それゆえ必要に応じてあるいは緊急性に対応して、新しい令状を迅速に作成することができた⁽³⁷⁾。

国王の名において大法官が令状を発給するという方法は、1066年の「ノルマンの征服」直後からウイリアム1世 (William, 在位1066~1087) によって行われており、そして私人に対しても国王直属の機関である裁判と陪審を利用することを許可するに司法上の令状を発給することがあった。中世時代の考え方では、国王裁判所と国王の裁判官や陪審は、国王個人の所有する制度であり、したがってもし私人が権威のある国王の裁判を受けることを望み国王裁判所を使用する場合には、使用料として令状を購入し使用の許可を得なければならなかった。司法上の令状は、訴訟を開始する方法を指示し、あるいは特定の受命裁判官 (commissioners) に国王の名において訴訟を審理する権限を付与した。すなわちこれらの令状には私人の訴える不服の種

(33) 聖職推薦権は、無体法定相続財産 (incorporeal hereditament) の一つである。

(34) B. Lyon. op. cit., pp.291~2.

(35) 小アサイズとしては、他に世俗保有地・自由寄進保有地確定訴訟 (assize utrum) があり同じく陪審を用いるが、占有の問題ではないので本論文では省略した。

(36) 最高法官については、本論文Ⅰの注(14)を参照のこと。

(37) Cf. B. Lyon. op. cit., p.258.

類やその性格が記載してあり、それに応じて国王裁判所裁判官、州奉行、あるいは封建領主に裁判により問題を解決するように指示していた。当然のことであるがこれらの令状は、各々の性格に対応して特別のそして定型化され反復された文言・書式を使用するようになる。ヘンリ1世は、令状をより頻繁に使用し令状の形式に注意を払ったとされる⁽³⁸⁾。私人が訴訟を国王裁判所で開始するための「訴訟開始令状(original writ)」の中で、ヘンリ2世の時代になって、後に「当然令状(writs 'of course'—breve de recto)」と呼ばれる令状が初めて現れる。「当然令状」とは、私人の訴訟開始の要求により大法官から少額の手数料で、限定された訴訟対象の範囲内において、特別の理由を示さなくても「当然」に発給できる定型化された書式の令状である。訴訟は、国王裁判所のみならず、ある種の訴訟に関しては州裁判所において裁判が開始され、またはより狭い範囲での訴訟については封建裁判所においてでさえも開始することができた。令状の書式は、訴訟当事者個人に関する特定の詳細な内容について、また訴訟でなにか論点となっているか、そして国王裁判所以外で裁判を行う場合、州の名前とその裁判を担当する州奉行などへの指示、または封建裁判所で訴訟を開始する令状の場合にはその封建領主に対する指示という点でのみ異なった⁽³⁹⁾。

「当然令状」の種類区分は、本論文においても前述したように、大アサイズすなわち所有権を争う令状(write of right)と小アサイズす

なわち土地の占有を争う令状(possessory writs)とに大別されるが、新しい種類の令状が国王裁判所に訴えを起こそうとする多数の人々に対応するために作られており、いかなる自由人も自己の法的必要性に応じて令状を入手することが可能となっていた。令状は、特別なものではなく、書式も定型化され種類も増えていった。グランヴィルの著作「イングランド王国の法と慣習法についての論文(Tractue de Legibus et Consuetudinibus Regni Angliae)⁽⁴⁰⁾」では36種類の訴訟開始令状を挙げているが、1世紀後のヘンリ3世(Henry 3, 在位1216~72)の在位の終わり頃には120種類に、そして1320年には約890種類に増加しており、その後も加速的に増えていった⁽⁴¹⁾。

ヘンリ2世の時代に発達した令状制度は、巡回裁判制度、陪審制度との相互作用によりイギリス法の発達に重要な役割を果たすこととなる。国王の命令が口頭による時代には、法手続きを規則的な過程として実行することは困難であった。しかし国王の命令を大法官が文書として作成し令状として発給することにより、国王の権威そして法手続きが迅速にそして遠方の地に確実に伝えられることとなった。令状を入手した訴訟当事者は、それを地方の州奉行や執行官補佐人に届け出ることにより、それを受けた州奉行や執行官補佐官はその内容を自発的に強制することが可能となった。その結果、国王裁判所でのすべての訴訟は、令状によって開始されるというコモン・ロー上の最も重要な原則となっていくのである。

(38) Cf. G. F. Adams, op. cit., p.105.

(39) Paul Brand. "Henry II and the Creation of the English Common Law" in Ed by C. Christopher Harper-Bill and N. Vincent. "Henry II - New Interpretations". The Boydell Press. 2007. pp.217-8.

(40) グランヴィルの著作は、主として令状により開始される民事訴訟の手続の注釈であるとされる。

(41) O. F. Robinson, T. D. Fergus, W. M. Gordon, "European Legal History. 2nd.edition", Butterworths. 1994. pp.135-6.

5. イギリス・コモン・ローの形成

ヘンリ2世は、前国王スティーブンの時代の無政府状態を收拾し、彼の祖父ヘンリ1世の時代の王権の権威の回復と国王政府の強固な組織の再構築の目的のために裁判の効率化と法の統一化を推進し、既述してきたように積極的に行政上、司法上の改革を行ってきた。ヘンリ2世と彼の助言者たちは予期していなかったが、結果的に彼らの行った改革は後世に計り知れないような重要な影響を及ぼすこととなる。すなわちヘンリ2世は、イギリスのみならず、現在の英連邦諸国やアメリカ合衆国の法体系の基本となるコモン・ロー発達の基礎を与えることとなり、またコモン・ローの発達は、イギリス憲法の「法の支配」の原則として内在していくこととなる。それゆえヘンリ2世の時代は、法律上、憲法上の大胆な実験の時代⁽⁴²⁾となった。

コモン・ローという用語は、他のヨーロッパ封建国家内では国家内においては各地方ごとに様々な法や慣習が混在する状態であったのに対して、イングランドのすべての地方そしてすべての人々に共通 (common) する法を意味し、それはすべての人々のための一つの法 (One Law for All) と表現される⁽⁴³⁾。コモン・ローが発達する背景としてジェニン (H. Janin) は、最初に1066年の「ノルマンの征服」以来、強力な中央集権的な君主世が確立されその後の国王たちによりこの君主制が維持されたこと、次に神判 (ordeal) に代わり陪審制の発達があり、裁判におけるより合理的な事実の証明方法が発達したこと、中央集権化された国王裁判所制度

の発達があったこと、そこでの専門の裁判官と裁判書記官による判決は同一の基準として全王国に適用されたことを挙げる⁽⁴⁴⁾。しかしヘンリ2世は、法の統一性と効率的な手続と審理の実現のために全く新しい手法を用いたのではなく、ノルマン人によりイングランドにもたらされた国王の裁判権、巡回裁判制度、陪審制、令状制度を自己の目的のために改良しつつ効果的に利用している点が注目される⁽⁴⁵⁾。

コモン・ローの第一の特色は、国王と各地方の住民の協力により作られた法であると言える。すなわちコモン・ローの形成において最初の重要な要素は、巡察 (eyer) または巡回裁判の組織化と定期化であった。巡回裁判は既述したように中央のウエストミンスターの裁判官が各地方を訪問して法律上の問題のみならず、行政上財政上の調査を行ったが、クラレンドン法により刑事事件に対して告発陪審制度が導入され、後には民事事件においても巡回裁判と陪審制が用いられるようになる。巡回裁判と陪審制が用いられるようになるということは、中央と地方との連絡・関係が密接なものとなったことを意味している。中央からの国王裁判所の巡回裁判官は、州奉行そして地方で選ばれた陪審員と共に座り、行政上法律上の問題を調査し審理した。

地方のすべての住民は、中央の国王政府の権力を直接に肌で感じるようになるが、中央に対しての地方の情報、慣習や法を伝える一方、中央の情報や法の基準が地方に伝えられることにもなる。コモン・ローは、中央のウエストミンスターにある裁判所により決定された全国共通の法の原則と慣行 (practice) を宣言することで形成されていくが、その一方中央の裁判所の

(42) G. Smith, op. cit., p.103.

(43) H. Janin, op. cit., p.74. なおコモン・ローという用語が使用され始めるのは、実際にはエドワード1世 (Edward 1, 在位1272~1307) の時代かその直後の時代であるとされる。

(44) *ibid*, p.74.

(45) Cf. G. B. Adams, op. cit., p.100.

宣言とは各地方の法と慣習を巡回裁判と陪審制を通じて吸収した結果での宣言であった。それゆえ、コモン・ローは、中央からの法律の専門家である国王の裁判官と、地方社会の様々な階級から陪審員として選ばれた法律の素人との共同作用により発達してきた法であると言える⁽⁴⁶⁾。また先にも触れたようにコモン・ローは、ノルマン人のもたらした制度をイングランド人の慣習に適用して作られた法であり、その意味において初期のコモン・ローはアングロ・ノルマン法としての性格を有していた。

コモン・ローの次の特色は、特定の立法機関により制定された制定法 (enactment) ではなく、巡回裁判と陪審を通じて徐々に形成されてきた判例法 (case law) である。国王の裁判官は、決して新しい法を作るものとは考えておらず、彼らは自分自身が法を作るような権利や権限を有しているとは考えていなかった。彼らの役割は、既に存在している法を発見し宣言することであった⁽⁴⁷⁾。博学な裁判官や法律家たちは、決定された事件や先例についての知識を蓄積していった。先例拘束性の原理 (stare decisis—doctrine of precedent—) は非常に古いものである。しかしヘンリ2世の時代にはグランヴィルはまだ1つの判例を引用しているだけであるが、約1世紀後のブラクトン (Henry de Bracton, ?~1268)⁽⁴⁸⁾ は彼の著作「イングランドの法と慣習について」において500の判例をそして彼のノートブックでは2000の判例を引用している⁽⁴⁹⁾。裁判官や法律家は、法を発見

するために地方の慣習を解釈していく過程において、次第に手続法 (sjective law) としての精巧な訴訟方式や法技術を確立していった。また既述したように事件の性格に応じた訴訟手続の方法を示した令状についても、グランヴィルが36種類の訴訟開始令状を挙げているのに対して、1世紀後には120種類に増え1320年には約890種類に急増している。裁判官や法律家たちは先例判決と同様に、多数の種類の訴訟手続に対する知識を持つことが要求された。それゆえコモン・ローは、国王裁判所の手続上の規則または手続法に基づく判例法として発達してきた法である。

コモン・ローの第3番目の特色は、それがローマ法のように学問的に研究され体系化されてきた抽象的な法と異なり、普通のイギリス人が通常の日常生活で慣れ親しんだ慣習を全国的に適用することで発達してきた実践的な法であった。すなわちこれらの法は、法律専門家である裁判官と一般人である陪審員が公開の裁判において、現実の問題を審理することを通じて作られた実践的な法ある。そしてブライアント (A. Bryant) は、法が一般的な慣習と普通の人の参加と公開の過程により作られたということは、公的そして私的な自由の基本となったこと、コモン・ローが自由人であれば弱者のみならず強者にも、またイングランド人のみならずノルマン人、ウエールズ人にも平等に適用されたことは、法の遵守と法の下での平等の意識を育成し法の支配への道を準備することとなったと論ずる⁽⁵⁰⁾。

4番目の特色は、コモン・ローが中世ヨーロッパにおいて統一された法であるという点である。先にもコモン・ローという用語の意味で触

(46) Cf. Arthur Bryant. "The Medieval Foundation". Collins St James's Place, London, 1967. p.120.

(47) F. W. Maitland, "The Constitutional History of England", Cambridge At the University Press, 1961, p.23.

(48) ブラクトンについては本論文 I の注(2)を参照のこと。

(49) G. S. Smith. op. cit., p118.

(50) Cf. A.Bryant.p.121.

れたが、コモン・ローは封建国家であるイングランドにおいて統一された法として発達していく。それは中世ヨーロッパにおいては特異な法であった。当時の他のヨーロッパ諸国では、法とは国家のものではなく、ヨーロッパ全体の法であるかまたは地方的な法であった。すなわちヨーロッパ全体の法としては、博学な法学者によって共有されていたローマ法や教会法 (canon law) という共通法 (jus commune) であるか、または封建国家内の各地方の慣習法であり国家で統一されるような国家法は存在しなかった⁽⁵¹⁾。それに対して、アダムス (G. B. Adams) は、コモン・ローを国家法 (national law) と記述⁽⁵²⁾ し、ゲエリイ (A. Gearey) は、コモン・ローは中世イングランドが国家として存在していたという意味において (近代社会における国家形成に対する人民の動機に基づく国民国家【nation-state】という意味でなく)、ヨーロッパにおける最も古い国家法 (state law) であると論ずる⁽⁵³⁾。フランスやドイツでは、多様な地方の慣習法があり、統一された国家法は存在していなかったために⁽⁵⁴⁾、近代となるとこれらの国家では、統一された国家法典 (uniform national code) を獲得するためにローマ法を導入していかねばならなかったのである

が、イングランドでは国家法としてのコモン・ローが存在していたためにそのような必要はなかったのである。

ところで、後の16～17世紀のコモン・ロー法学家は、ローマ法の影響の危険性を唱えてローマ法を排除していくが、初期の段階におけるコモン・ローは、実際はアングロ・サクソン法、ローマ法そしてノルマン人の封建法の融合した法であったことが指摘されている。例えば、12世紀にオックスフォード大学においてイタリア人のバカリウス (Vacarius) はローマ法を講義している。初期のコモン・ローの形成に関わったイギリス人の裁判官や法律家の多くが、ローマ法や教会法を学びその強い影響を受けていた。初期のコモン・ローに関する著作で知られるグランヴィルやブラクトンも、ローマ法学や教会法学の強い影響が見受けられる⁽⁵⁵⁾。しかし中世後期になるとローマ法の影響は減少してゆき、コモン・ローはコモン・ローのみの知識しか持たない法律家によりイギリス独自の発達を遂げていくことになる。例えば、14世紀の王座裁判所の首席裁判官シェアズホル (Sir William Shareshull, Chief Justice of the King's Bench. 1351~61) や他の裁判官は、繰り返し「古き時代における慣習、古き慣行、の古き法 (“the old law”, of “old usage”, of custom in old times)」と述べてコモン・ローの伝統を守っていく姿勢を示している⁽⁵⁶⁾。

しかしコモン・ローがイングランド王国の共通の法であったとしても、国内に多くの例外が存在していたことも事実である。いくつかの自

(51) Adam Gearey, Wayen Morrison and Robert Jago, “The Politics of the Common Law”, Routledge-Cavendish, 2008, p.25.

(52) G. B. Adams, op. cit., p.110.

(53) A. Gearey, op. cit., p.25.

(54) 例えばフランスでは1804年にフランス民法典が制定されるまでは、統一的な民法体系は存在しなかった。アンシャン・レジームの時代、法は地方ごとに約60の「一般慣習法」にわかれており、さらにこの一般慣習法から枝わかれした「地方慣習法」は200を数えたのであったと、フランス法社会史の木村尚三郎氏は述べている。(木村尚三郎、「西欧文明の現像」、講談社学術文庫、1996年、p.104.)

(55) Cf. G. Smith, op. cit., p.119, なおオックスフォード大学ではその後も学問として継続的にローマ法・大陸法のみを講義してきた。イギリス法が初めて講義されたのは、1758年にブラックストーン (Sir William Blackstone) によるものである。

(56) Cf. ibid. p.120.

治都市の裁判所 (borough courts) では、古来からの特色のある法を使用していた。またコンウォール地方の鉛と錫の鉱山のある半独立性を持つ地域では、古来からの独自の慣習法と独自の権限を有する裁判所があった。ウェールズとの国境地帯のパラティニット州 (County Palatine) や他の自由地域では、国王の令状は領主の同意がない限り効力を有しなかった。同様にイースト・アングリアのフェンランド (the fenland) と呼ばれる海水の混じる湿地帯には、特別の裁判管轄権があった。林野法 (forest law) が適用された森林地帯における法手続は、どの地方とも異なり、14世紀においてさえもイングランドにはまだ70もの巨大な森林地帯があった。有名な「ケントの慣習 (custom of Kent)」は、長年コモン・ローの圧力に抵抗を続けた。イングランドの海岸地帯の貿易港湾都市における商業と海事についての法は、コモン・ローの法体系に組み込まれておらず、イングランドの貿易港湾都市はスペインのバルセロナで発達したオレロン法典 (the code of Ole'ron) を採用していた⁽⁵⁷⁾。

しかしこのような特別の法や裁判所が存在したとしても、それらはイングランド王国において部分的な効力を有するに留まり、またその存在にはコモン・ローでは対応できない特別の領域や理由があったからであるとされる。例えば港湾都市の商事・海事法は、海外との貿易に対応するために必要であったし、ウェールズとの国境地帯にはウェールズ人のイングランドへの反抗・侵入を防止する目的で、国王は特権を有する強力な領主を配置していたことなどの理由があった。

なおヘンリ2世のフランスにおける領地であるアンジュー (Anjou) とアキテーヌ

(Aquitaine) においてはコモン・ローと比較できるような法的発達は見られないが、ノルマンディではコモン・ローと平行する法的発展がみられた。コモン・ローは、ノルマン人の制度をイングランドに導入することによりアングロ・ノルマン法として始まっているが、これはイングランドとノルマンディは、イギリス海峡で分離されていたのではなくむしろイギリス海峡により結合していたからであるといえよう。しかし13世紀に始まるフランス国王によるノルマンディの征服⁽⁵⁸⁾により、ノルマンディのコモン・ローは次第にローマ法の影響を受けたフランス法により変化していく。その結果、コモン・ローは、アングロ・ノルマン法ではなく純粋にイギリスの法となったのである⁽⁵⁹⁾。

以上、コモン・ローは、裁判の効率化と法の統一を目的として徐々に作られてきた法であるが、既述したようにそれは国王とイングランドの住民との協調により発達してきた法であると言える。すなわち国王の裁判官が各地方を定期的に訪問し、地方の陪審員と共に日常の事件に慣習を適用することにより徐々に形成されてきた。これは既に制定された抽象的な成文法を適用することではなく、巡回裁判官が住民の身近な問題を彼らによく知られた慣習を適用することにより審理した。また国王裁判所の裁判官は、各地方の最良とされる慣習を精選しそれらを裁判官や法律家が全国共通の慣習法として全国に適用することを通じて、初期のコモン・ローは発達してきたのである。

(58) ジョン王 (John, 在位1199~1216) は、フランス国王フィリップ2世 (Philippe 2, 在位1180~1223) との戦いにおいてノルマンディを含むフランスの領地のほとんどを失った。

(59) Cf. O. F. Robinson, *op. cit.*, p.132 and A. Gearey, *op. cit.*, p.29.

(57) *ibid.*, p.119.

結論

本論において、ヘンリ2世の司法改革を中心に論じてきたが、それは後のイギリス法・イギリス憲法の発達に計り知れない影響を及ぼすこととなる。

ヘンリ2世の司法改革の目的は、即位当時の無政府状態に対して裁判の効率化と法の統一を通じて、彼の祖父ヘンリ1世時代の王権の権威の回復、強固な国王政府の再建を行うことであった。したがって彼の改革は、新しい理念に基づく革命的改革ではなく、従来の原則や制度を回復し保持するための保守的改革であった。さらにヘンリ2世の司法改革の方法は、新しい手段や方法を用いるのではなく、従来から存在する制度である国王裁判所、陪審制度、巡回裁判制度、令状制度等に新しい司法上の機能を加える改革を行っていることが注目される。それゆえヘンリ2世の司法改革は、古来からの原理・原則を新しい状況に合わせて保持するために新しい改革を行うとする保守的改革の理論に基づく。すなわち「古い道具を新しい目的に用いる」とか「古い袋に新しいワインを入れる」と表現される方法論など、伝統的なイギリス憲法発達の理論と方法論が現れていることが注目されよう。

次に注目すべき点は、ヘンリ2世は司法改革を行った法的な君主と知られまたコモン・ローの父と称されているが、イギリス法制史家・イギリス憲法史家のポーロック (F. Pollock) とメイトランド (F. W. Maitland) は、ヘンリ2世が立法者ではなく組織者 (organizer)・統治者 (gaverner) であったと論ずる。ポーロックは、ヘンリ2世が新しい法典 (code) や実体法 (substantive law) 上の原則を作っておらず、司法上の改革のために非公式な方法で手続法 (procedural law) としてのクラレンドン法等

を公布したのみであったと指摘する⁽⁶⁰⁾。

これはヘンリ2世と彼の助言者である国王裁判所裁判官や法律家は、法は作るものではなく裁判等を通じて発見し宣言されるものであると認識していたからである。従ってヘンリ2世は、彼の助言者と共に法を発見する手段として様々な司法上の改革を行ってきたのである。これは、イギリス法が裁判上の判例を通じて形成されていくとする判例法の特徴に連なる。

さらに司法改革における中央の国王裁判所からの巡回裁判の組織化と陪審制とにより、国王と地方住民との接触の範囲が飛躍的に拡大すると共に、イングランドのすべての地域とすべての人々に共通な法であるコモン・ロー発達の基礎が設定された。イングランドの共通法である以上、また陪審制などにより国王と一般人との協調により作られてきた法であるとの認識が存在する以上、一般住民のみならず国王や公権力も法を遵守すべきであるとする考えは、イギリス憲法上の「法の優越」もしくは「法の支配」の思想として発達していく。コモン・ローによる「法の支配」の最初の歴史的里程標 (historic milestone) が、イギリス憲法の基礎と称される1215年の「マグナ・カルタ」であるとされる。

最後にヘンリ2世と彼の助言者達は、現実の問題に直面して秩序を回復する目的をもって司法改革を推進する保守的改革を行っていた。それゆえ彼と彼の助言者達は、目前の問題の解決を試みていたのであり、それが後世のイギリス憲法の「法の支配」の形成にどれほど計り知れない影響を及ぼすか考えていなかったし、また予期せずこの世を去った。

(60) Cf. Sir Frederick Pollock and Frederic William Maitland, "The History of English Law. -Before the Time of Edward 1 -", 2nd Edition Vol.1, Cambridge at the University Press, 1928. P.136.

参考文献

- (1) George Burton Adams, "Constitutional History of England". Jonathan Cape Thirty Bedford Square London. 1956.
- (2) Robert Bartlett, "Trial by Fire and Water — the Medieval Judicial Ordeal—", Clarendon Press. Oxford. 1966
- (3) G. W. S. Barrow, "Feudal Britain—the Completion of the Medieval Kingdoms 1066—1314". Edward Arnold (Publishing) L T D. 1962.
- (4) Arthur Bryant, "The Medieval Foundation of England", Collins St James's Place. London, 1967.
- (5) Paul Brand, "Henry 11 and the Creation of the English Common Law". in(ed) by C. Christopher Harper—Bill and N. Viencent", in "Henry 11—New Interpretation". the Beydell Press, 2007.
- (6) R. C. Van Caengem, "The Birth of the English Common Law". Cambridge at the Universty press, 1973.
- (7) H. W. C. Davis revised William Stubbs, "Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First", Oxford at the Clarendon Press, 1957.
- (8) Adam Gearey, Wayen Morrison and Robert Jago, "The Politics of the Common Law" Routedge—Cavendish, 2008.
- (9) A. Harding "A Social History of English Law". Penguin Harmondsworth, 1966.
- (10) Ernest F. Henderson (Translated and Edited), "Select Historical Documents of The Middle Ages". London George and Sons, 1968
- (11) Hunt Janin "Medieval Justice, —Cases and Law in France, England and Germany—, 500~1500". McFarland & Company, Inc., Publishers, 2004,
- (12) Bryce Lyon, "A Constitutional and Legal History of Medieval England" 2nd ed, W. W. Norton & Company, 1980.
- (13) Ann Lyon, "Constitutional History of the United Kingdom", Cavendish Publishing Limited, 2003.
- (14) F. W.. Maitland, "The Constitutional History of England", Cambridge at The University Press, 1961,
- (15) F. W. Maitland and F. C. Montague, "A Sketch of English Legal History". G. P. Putnam's Sons, 1915.
- (16) James Masschaele, "Jury, State, and Society in Medieval England". Palgrave Macmillan, 2008.
- (17) Theodore F. T. Plucknett, "A Concise History of the Common Law". Liberty Fund, 1956
- (18) Austine Lane Poole, "From Domesday Book to Magna Carta. 1087~1216". Oxford at the Clarendon Press, 1954.
- (19) Frederick Pollock and Frederic William Maitland, "The History of English Law. before the Time of Edward I", Vol 1, Cambridge at the University Press, 1923.
- (20) O. F. Robinson, T. D. Fergus, W. M. Gorden, "European Legal History", 2ed, Butterworths, 1994..
- (21) Goldwin Smith, "A Constitutional and Legal History of England," Dorset Press. New York, 1990.

和書

- (1) 木村尚三郎、「西欧文明の原像」、講談社学術文庫、1996年。
- (2) 山内進、「決闘裁判—ヨーロッパ法精神の原風景—」、講談社現代新書、2000年。
- (3) 拙著、「イギリス憲法の研究」、御茶の水書房、1988年。